

これまでの経過

- ◆滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例検討過程における
滋賀県社会福祉審議会の答申（平成30年6月5日）
⇒「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる」
- ◆手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討
・滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会（平成31年3月～令和3年3月、計8回）
・滋賀県障害者施策推進協議会（令和3年5月～令和4年3月、計4回）

- ◆条例の必要性
・かつて教育の場において手話の使用に対する制約があった歴史、多くの障害者は意思疎通に困難を感じていること、障害者の中には意思疎通を図る際に差別を受けた経験を持つ者がいること、手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の文化的所産であること、障害者が本人の障害の特性に応じたそれぞれの意思疎通手段に基づく独自の生活様式等を築いていることを県民に広く知らしめる必要がある。
- ・本県が目指す共生社会の実現には、障害者特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することが極めて重要であり、そのためには県だけでなく、県民、事業者、学校等の役割を明らかにし、障害の特性に応じた意思疎通手段の学習および選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大を図る必要がある。

- ◆協議会の結論（令和4年3月23日）
・障害の特性に応じた意思疎通手段について一体的に定める条例の制定を県で進めるべきとされた。
・その際、手話の言語性などについてもどこまで盛り込めるか専門部会で検討を行うとされた。

I. 基本的事項

前文

- 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であることを明らかにし、以下の3点を広く県民に示します
- (1)かつて教育の場において手話の使用に対する制約があった歴史や重度の知的障害者等に対する就学免除・就学猶予措置により意思疎通に関することを含め教育を受ける機会を失った歴史、多くの障害者は意思疎通に困難を感じていること、障害者の中には意思疎通を図る際に差別を受けた経験を持つ者がいること、手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の文化的所産であること、障害者が本人の障害の特性に応じたそれぞれの意思疎通手段に基づく独自の生活様式等を築いていること、障害の特性に応じた意思疎通には手話通訳者等の支援者の役割が重要であること
- (2)手話を獲得すること、手話で学ぶこと、手話を学ぶこと、手話を使うこと、手話を守ることの重要性を理解するとともに、これらのことは全ての障害者に共通であり、全ての障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を獲得し、障害者が本人の障害の特性に応じた意思疎通手段を選択し、障害の特性に応じた意思疎通手段で学び、障害の特性に応じた意思疎通手段を学び、障害の特性に応じた意思疎通手段を使い、障害の特性に応じた意思疎通手段による発信が尊重され、障害の特性に応じた意思疎通手段を将来に向かって守り育てていく環境づくりを促進する必要があること
- (3)障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することが、滋賀の共生社会の実現に寄与すること

目的

手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進について基本理念を定め、県の責務、県民等の役割を明らかにするとともに、基本的施策を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に寄与すること

定義

- (1)障害の特性に応じた意思疎通手段
手話、点字、筆談、指文字、拡大文字、触覚を用いた意思疎通、平易な言葉、実物または絵図の提示または交換、身振り、手振り等に加え、補助的・代替的な意思疎通の手段等（手話通訳、要約筆記、要点筆記、盲ろう者向け通訳、音訳、代読、代筆、代用音声、字幕、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置、利用しやすい情報通信機器等）も含まれる
- (2)障害者
障害者差別解消法の定義*を基本としつつ、「断続的な制限」も含まれることを明記
*法の定義：身体・知的・精神障害その他の心身の機能障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

基本理念

- 施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行わなければならないことを示します

- (1)全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であると認識すること
- (2)全ての県民が、障害者の意思疎通に関する歴史、多くの障害者が意思疎通に困難を感じてきたこと、障害者の中には意思疎通を図る際に差別を受けた経験を持つ者がいること、手話が独自の言語体系を有する言語であり、ろう者の文化的所産であること、障害者が本人の障害の特性に応じたそれぞれの意思疎通手段に基づく独自の生活様式等を築いていること、障害の特性に応じた意思疎通には支援者の役割が重要であることを認識すること
- (3)全ての県民が、障害の特性に応じた意思疎通手段を獲得すること、障害の特性に応じた意思疎通手段で学ぶこと、障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶこと、障害の特性に応じた意思疎通手段を使うこと、障害の特性に応じた意思疎通手段による発信が尊重されること、障害の特性に応じた意思疎通手段を将来に向かって守り育てていくことが重要であると認識すること

II 責務および役割

- 県の責務
 - 県は、基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえ、施策を策定し、実施する責務を有すること
 - 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策が、障害者でない者による情報の取得・利用や円滑な意思疎通に資するものであることを認識しつつ、市町等と連携して、施策を策定し、実施すること
 - 滋賀県障害者施策推進協議会への本条例に基づく施策の実施状況の報告と意見聴取をすること

- 県民の役割
 - 基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めること

- 障害者・その家族の役割
 - 県民の基本理念に対する理解を深めるために必要な普及啓発に努めること

- 障害者団体・支援者の役割
 - 県民の基本理念に対する理解を深めるために必要な普及啓発、学習および選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大を図るよう努めること

- 事業者の役割
 - 障害者に対して、商品、医療・保健・福祉等に係るサービス、文化芸術・スポーツ活動の機会等を提供する時や、障害者を雇用する時などには、障害者特性に応じた意思疎通手段の利用ができるよう努めること

- 学校等の設置者の役割
 - 乳幼児、児童、生徒等に対し、障害の特性に応じた意思疎通手段の学習および選択の機会を確保するよう努めること
 - 保護者からの学校等における障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する相談に応ずるなど利用機会の拡大に努めること
 - 教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識および技能の向上のための研修を行うなど人材の養成等に努めること

III 基本的施策

- 普及啓発
 - 基本理念について県民が理解を深めることができるように、障害者等の協力を得つつ、市町等と連携して、普及啓発を行うこと
 - 障害の特性に応じた意思疎通手段の重要性や意思疎通支援者の果たす役割等について県民等が理解を深めることができるように、障害者等の協力を得つつ、市町等と連携して、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する普及啓発を行うこと（例：県民向け講座の開催等）

- 学習・選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大
 - 市町等と連携して、学習および選択の機会の確保、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に必要な体制の整備を図るなどの利用機会拡大のための取組を行うこと
 - 市町等と連携して、障害者の情報取得等に資するICT機器等の利用促進に向け、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を行うこと（例：障害者へのIT講習会やITに関する出張サポートなどICT機器利用のための環境整備等）

- 人材の養成等
 - 市町等と連携して、意思疎通支援者の確保、養成および資質の向上を図るための措置を講ずること（例：意思疎通支援者の養成研修、県職員研修等）

- 情報の発信等
 - 市町等と連携して、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した県政等に関する情報を発信すること（例：会見時の手話通訳者配置等）
 - 市町等と連携して、災害時等における連絡体制を整備すること（例：遠隔手話サービス等）

- 県民等への支援
 - 市町等と連携して、基本理念の普及啓発や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用機会の拡大等に取り組む県民等への助言、情報提供等を行うこと（例：出前講座等）
 - 市町等と連携して、乳幼児、児童、生徒等が障害の特性に応じた意思疎通手段を学習し、障害の特性に応じた意思疎通手段による教育を受けるための学校等の設置者への支援を行うこと（例：専門家の派遣等）

- 調査の実施等
 - 市町等と連携して、施策の実施に必要な調査の実施および成果の普及を行うこと（例：盲ろう者実態調査等）

- 財政上の措置
 - 施策推進に必要な財政上の措置

見直し規定

- 施行後3年を目途として、この条例に基づく取組の成果および課題並びに手話言語や情報コミュニケーションに関する法制の整備の動向等を勘案し、基本理念の実現に向けた施策の推進等に関して検討を加え、その結果に基づいた必要な措置を講ずる（検討の際は、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴く）